

太田市新型インフルエンザ等対策本部設置運営要綱

(設置)

第1条 新型インフルエンザが発生した場合における感染の予防及び拡大の防止に努め、もって健全な社会機能を確保することを目的に太田市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザの感染の予防及び拡大の防止に関すること。
- (2) 社会機能の確保等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、本部員、幹事及び本部連絡員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、対策本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を対策本部会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、健康医療部健康づくり課において処理する。なお、災害対策課は全庁的な対応を円滑におこなうための調整をおこなうこと。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	秘書室長、企画部長、総務部長(危機管理監)、市民生活部長、文化スポーツ部長、福祉こども部長、健康医療部長、産業環境部長、農政部長、都市政策部長、行政事業部長、群馬東部水道企業団局長、消防長、教育部長、議会事務局長、太田市外三町広域清掃組合事務局長
幹事	企画部副部長、総務部副部長(副危機管理監)、市民生活部副部長、文化スポーツ部副部長、福祉こども部副部長、健康医療部副部長、産業環境部副部長、農政部副部長、都市政策部副部長、行政事業部副部長、群馬東部水道企業団副局長、会計管理者、消防次長、教育部副部長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、
本部連絡員	企画政策課長、総務課長、災害対策課長、広報課長、地域総務課長、社会支援課長、健康づくり課長、産業政策課長、観光交流課長、農業政策課長、都市計画課長、用地管理課長、水道総務課長、会計課長、消防総務課長、教育総務課長、議会総務課長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、太田市外三町広域清掃組合総務課長